

# 「動物愛護推進員」

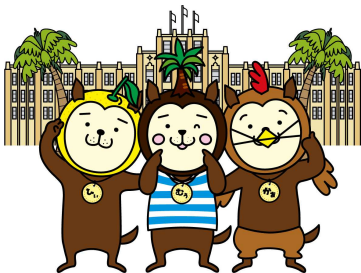
## って、なあに？



「動物の愛護及び管理に関する法律」第38条に基づき、**地域に根づいた犬・猫等の動物の愛護の推進**を目的として宮崎県が委嘱をした方々です。

### どんな人がなっているの？

動物愛護推進員は、宮崎県内に居住し、動物の愛護の推進に熱意と豊富な見識を有し、宮崎県の動物愛護行政に協力いただける満18歳以上の方たちです（※必要な資格等はありません）。



### 委嘱の任期はいつまで？

委嘱期間は委嘱の日から2年間です。  
(再任可能です)

### 報酬やもしもの時は？

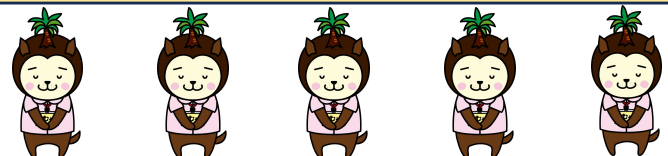


**ボランティアのため、活動に対する謝礼の支給はありません。**

活動に必要なパンフレット等は宮崎県の方で準備します。

委嘱時に宮崎県の方でボランティア保険に加入しますので、動物愛護推進員の活動における事故等については、ボランティア保険の範疇であれば、保険対応可能です。

### 権限はあるの？



**公務員に準ずるような職務資格は有しないので、立入り・監視指導等の権限はありません。また、活動内で知り得た情報等は在任、解任問わず第三者に漏らしてはいけません。**

# どんなことをするの？



以下のことについて、自主的または行政と協力した取組みを行っていただいています。

## ① 犬猫等の動物愛護や適正飼養について住民の理解を深める（終生飼養の支援含む）

（例）自治会、子ども会等や個別での説明やパンフレット配布、みやざきドッグ愛ランドの案内等



## ② 住民に対し、犬猫等の動物のみだりな繁殖を防ぐための手術等に関する助言をする

（例）同上の場での説明やパンフレット配布、県地域猫事業等の案内等

## ③ 動物由来感染症について、住民に対し、正しい理解を深める

（例）同上の場での説明やパンフレット配布、県から発信された情報の拡散等

## ④ 災害時において、県、市町村等が行う犬猫等の動物の避難、保護等に関する取組に協力をする

（例）発災前：自助の取組推進のための説明やパンフレット配布  
発災時：犬猫等の動物の避難、保護等への協力

## ⑤ その他、県、市町村等が行う事業に協力をする

（例）ミルクボランティアとして協力、保護犬猫の譲渡促進に係る支援や情報発信、イベントへの参加協力等

### 動物愛護推進員のお問い合わせ先

|       |               |             |               |
|-------|---------------|-------------|---------------|
| 日南保健所 | ☎0987-23-3141 | 日向保健所       | ☎0982-52-5101 |
| 都城保健所 | ☎0986-23-4504 | 延岡保健所       | ☎0982-33-5373 |
| 小林保健所 | ☎0984-23-3118 | 高千穂保健所      | ☎0982-72-2168 |
| 高鍋保健所 | ☎0983-22-1330 | 宮崎県動物愛護センター | ☎0985-84-2600 |

人と動物が真に共生する地域社会の実現のために